

(様式 1-3)

福島県 (いわき市) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	除去土壌等の仮置場及び周辺環境の放射線量常時監視事業	事業番号	(3)-22-2
交付団体	いわき市		事業実施主体 (直接/間接)	いわき市 (直接)	
総交付対象事業費	(58,480 (千円)) 104,769 (千円)		全体事業費	(152,243 (千円)) 151,456 (千円)	

帰還環境整備に関する目標

放射性物質汚染対処特措法に基づき、市内で除染が行われているところであるが、仮置場の確保が大きな課題となっている。仮置場の設置については、周辺住民の理解を得ることが必要となっており、リスクコミュニケーション活動を通して、理解を求めても、なお、放射線に対する住民の不安から、モニタリングポスト等の放射線量の常時測定装置 (以下、「常時測定装置」という。) の設置を強く要望される場所である。

しかしながら、「除染対策事業交付金」においては、仮置場への常時測定装置の設置を交付対象外としており、財源が無いことから、地域への要望に応えることができず、除染の進捗に遅れをきたし、地域の復興再生が進まない。

このため、「福島再生加速化交付金」を活用し仮置場に常時測定装置を設置することで周辺住民の理解を深め、迅速・円滑な仮置場の確保を促し、除染の早期完了による地域の再生の加速化・帰還環境の整備を目標とする。

事業概要

いわき市で整備する仮置場のうち、次に掲げる箇所に放射線量の常時監視装置を設置し、放射線量の常時測定を行い、測定結果を専用のアプリケーションシステムで監視するとともに、常時公開する。

- ・設置箇所 いわき市内の 34 仮置場 (別紙装置設置箇所一覧参照)
- ・設置機器 放射線量の常時監視装置 (原子力規制庁で学校等に設置しているものと同等品)
- ・設置台数 35 台 (うち 31 台については、管理用のアプリケーションシステムを導入)

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください  
⇒除染対策事業は、市復興事業計画の取り組みの柱 2 (No. 68) に位置付けられている。

当面の事業概要

平成 26 年度 11 月より実施済>

- ・常時測定装置の賃貸借事業の開始
- ・測定開始 (常時測定システムの導入)

<平成 28 年 1 月>

- ・測定の継続

<平成 28 年 2 月>

- ・2 台の追加

本事業は、中間貯蔵施設への搬入処理完了により仮置場が廃止された時点で、事業を終了する。

地域の帰還環境整備との関係

地域の子どもの生活空間を中心とした公共施設等には、原子力規制庁が常時測定装置を設置しているものの、仮置場などについては常時測定装置が設置されておらず、放射線量の測定データが比較的少ないため、今回交付金を活用して測定体制を整備することにより、仮置場周辺の安全に係る情報を収集し、リスクコミュニケーション活動への活用により除染事業の実施にあたって課題となっている仮置場の確保を支援するものであり、本事業の実施により、除染の早期完了が見込まれることから、地域の再生加速化及び帰還環境の整備に資するものと考えられる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

【様式 1-3】 別紙 装置設置箇所一覧

番号	仮置場名称	所在地	設置箇所数	アプリ
1	末続地区仮置場	いわき市久之浜町末続字下長沢 19 (市北部衛生センター)	1	1
2	小山田地区仮置場	大久町小山田字七合 1-1 他	1	1
3	大久地区仮置場	大久町大久字唐貝内 91-1 他	1	1
4	小久地区仮置場	大久町小久字山ノ田 13	1	1
5	田之網地区仮置場	久之浜町田之網字南作 13-1 他	1	1
6	筒木原地区仮置場	大久町大久字芦沢 241-2 他	1	1
7	川前 1 区仮置場	川前町川前字下之内 82-1 他	1	1
8	川前 2 区仮置場	川前町川前字三坂川 57 他	1	1
9	川前 3 区仮置場	川前町川前字棚木 42-1 他	1	1
10	川前 4 区仮置場	川前町川前字外門 175-2 他	1	1
11	川前 5 区仮置場	川前町上桶売字石合 72-イ	1	×
12	川前 6 区仮置場	川前町上桶売字小久田 130 他	1	1
13	川前 7 区仮置場	川前町下桶売字矢田谷地 131 他	1	1
14	川前 8 区仮置場	川前町下桶売字五味沢 193-2	1	1
15	川前 9 区仮置場	川前町下桶売字上高部 161-3	1	1
16	川前 10 区第 1 仮置場	川前町下桶売字志田名 194-2	1	×
17	小久地区第 2 仮置場	大久町小久字山ノ田 1-1 他	1	1
18	上三坂運動場仮置場	三和町上三坂字中町 47	1	1
19	川前 11・15 区仮置場	川前町小白井字将監小屋 167-1	1	1
20	川前 12 区仮置場	川前町川前字鍛冶淵 3-1 他	1	1
21	川前 13 区仮置場	川前町下桶売字高部 230 他	1	1
22	川前 14 区仮置場	川前町下桶売字芹ヶ作 109-2	1	1
23	川前 16 区仮置場	川前町下桶売字荻 12-2 他	1	1
24	戸渡地区仮置場	小川町上小川字戸渡 259 他	1	1
25	江田地区仮置場	小川町上小川字香後 32-1 他	1	1
26	上ノ原地区仮置場	小川町西小川字カキカネ 12-1	1	1
27	葉ノ木立地区仮置場	小川町西小川字川原端 1-50 他	1	1
28	内倉地区仮置場	小川町上小川字沼 26-2 他	1	×
29	高萩地区仮置場	小川町高萩字下夕道 1-1	1	1
30	袖玉山地区仮置場	四倉町玉山字炭釜 141-64 他	1	1
31	薬王寺地区仮置場	四倉町薬王寺字入畑 17	1	1
32	四倉地区仮置場	四倉町字栗木作 53-1 (四倉市民運動場)	2	2
33	三和合戸地区仮置場	三和町合戸字仁井宿 226-2 他	1	1
34	田人地区仮置場	田人町旅人字弥太郎 1-1	1	×
合計			35	31

(様式 1-3)

福島県 (いわき市) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	放射線への理解を深める地域モデル事業	事業番号	(3)-23-1
交付団体	いわき市		事業実施主体 (直接/間接)	いわき市 (直接)	
総交付対象事業費	(8,259 (千円)) 13,181 (千円)		全体事業費	(13,503 (千円)) 13,181 (千円)	

帰還環境整備に関する目標

市が自主避難を要請した久之浜町末続地区では、同地区で生活する住民が自ら、地区内の放射線量の測定や専門家を招いての相談会などを行い、放射線に関する共通理解を深め、もって地域コミュニティの再生を目指している。

当該事業は、これらの地域の自主的な取組を支援するとともに、事業の効果や課題を整理し、同様の課題を抱える地区の先駆的な取組となることを目標とする。

事業概要

いわき市北部に位置する久之浜町末続地区は、地震、津波の被害に加え、福島第一原子力発電所から 30 km 圏内に位置することから、市が自主避難を要請し、多くの住民が避難した。その後、事故から 5 年近く経過した現在も、子育て世代の帰還が進んでおらず、また、地区に戻った住民も、漠然と放射線に対する不安を抱えながら、生活している状況にある。末続地区では、住民自ら放射線量を測り、専門家に相談し、理解する自主的な取組を行ってきたが、情報発信の観点等からその取組を強化し、もって地域コミュニティの再生を目指すため、相談員たる区長のコーディネートの下、専門家等の協力も得ながら、地区住民 (避難者を含む) を対象に次の事業を実施する。

- ・外部被ばく線量の測定
- ・内部被ばく検査の実施
- ・食品等の放射性物質検査の実施
- ・専門家による個別相談会の実施
- ・地区の取組及び放射線に関する情報発信

当面の事業概要

<平成 28 年度>

- ・個人線量計による外部被ばく線量の測定
- ・内部被ばく検査の実施 (1 回 / 6 カ月)
- ・食品等の放射性物質検査の実施
- ・個別相談会の実施 (1 回 / 2 カ月)
- ・地区の取組及び放射線に関する情報発信 (1 回 / 3 カ月)

地域の帰還環境整備との関係

放射線の健康影響に係る不安を抱えながら生活する住民が、自ら放射線を測定すること等により実態を理解することで、本来の生活を取り戻す手助けとなる。また、末続地区から避難している住民、特に子育て世代が、この事業で発信される末続地区の放射線に係る情報を元に、地元への帰還を選択した場合、地域コミュニティの再生に資する。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県 (いわき市) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	空間線量等モニタリング事業	事業番号	(3)-22-5
交付団体	いわき市	事業実施主体 (直接/間接)	いわき市 (直接)		
総交付対象事業費	31,666 (千円)	全体事業費	56,362 (千円)		
帰還環境整備に関する目標					
放射線量や放射能のモニタリングを行う他面の体制を構築し、行政のみならず NPO 法人や市民団体・ボランティア団体等の各種団体や高等教育機関、有識者、事業者などと連携して各種モニタリングをきめ細やかに行い、市民の身近な生活環境における放射線量・放射能の正確な情報を把握・共有するとともに、コールセンターによる相談等の受付などを一体的に実施し、市民、自主的避難者、事業者の不安感の解消や風評の払拭を図り、復興の加速を促すことを目標とする。					
事業概要					
市民の不安解消に向け、市内 2,000 カ所以上の地点における放射線量の測定結果を公表する「いわき市放射線量マップ (いわき i マップ内)」のデータ更新、市民からモニタリングの要請があった場合の個別対応、市民自身が測定できる放射線量計の貸し出し、さらには土壌等の放射能測定を実施するための、資機材の整備及び測定人員・体制を構築するとともに、市民向けコールセンターの設置により、側溝土砂等の市民ニーズの高い課題について、相談受付及び対応を実施する。					
当面の事業概要					
本市における放射線・放射能対策に係る事業として、これまで空間線量モニタリング事業 ((3)-22-3) においては、主としてハード面、放射線量低減化ネットワーク事業 ((3)-22-4) においては、主としてソフト面の対応を実施してきた。今後は放射線・放射能対策を一体的かつ効率的に進めるため、事業を統合・整理して実施していく。 <平成 23 年度>～ ・測定体制の構築、測定の実施等 <平成 27 年 4 月> ・継続実施 (財源として福島再生加速化交付金を活用) <平成 28 年 4 月> ・市内全域のモニタリング業務を追加の上、事業を継続 (福島再生加速化交付金)					
本事業で実施する放射線量・放射能のモニタリングについては、事故の収束状況、除染の進捗状況、放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定状況等を考慮して終期を決定する。					
地域の帰還環境整備との関係					
放射線量や放射能に係る正確な情報を発信することは、市民の安全・安心感の確保のために必要であることは当然ながら、放射線量や放射能の情報に応じて除染等の必要な措置を講じるための基本的な情報となるものであることから、原子力災害に被災した地方自治体が地域の再生加速化・復興のための施策を展開するために不可欠なものである。					
関連する事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式1-3)

福島県(いわき市)帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成28年2月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	7	事業名	自家消費作物等モニタリング事業	事業番号	(3)-22-6
交付団体	いわき市		事業実施主体(直接/間接)	いわき市(直接)	
総交付対象事業費	92,341(千円)		全体事業費	184,810(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
自家消費作物等の放射能検査を実施し、市民の食の安全・安心を確保するとともに、放射線への不安を軽減することを目標とする。					
事業概要					
いわき市で自家消費作物等の放射能検査を行っている15カ所(別紙)にて、破壊式検査機器と非破壊式検査機器による検査を実施するとともに、検査結果を市ホームページにおいて公表する。 ・検査場所：いわき市内15カ所(支所、公民館等) ※詳細は別紙検査機器設置箇所一覧参照 ・検査機器：非破壊式放射能検査機器(テクノエックス社製 レギューム・スーパー50) 14台 ：破壊式放射能検査機器(日立アロカ社製 CAN-OSP-NAI型) 22台 (千代田テクノ社製 Rad-IQ-FS200/300) 6台 (HIDEX社製 トライアスラーベクレルダイナダー) 1台  ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください ⇒いわき市 復興事業計画(第4次)の取組の柱4(No.63)に位置付けられている。					
当面の事業概要					
自家消費作物の非破壊式モニタリング事業((3)-22-1)に新たに破壊式放射能検査機器での検査事業を追加申請するもの。 <平成28、29年度> ・検査の実施、検査結果の公表 ・定期点検等					
地域の帰還環境整備との関係					
得られた食品の安全に関する正確な情報は、地域内で生活するにあたり、放射線への不安を軽減するとともに、地産地消の機会の拡大のための基礎的なデータとして極めて有用と考えられることから、地域の再生加速化に資するものと考えられる。					
関連する事業の概要					
特になし					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

別紙 自家消費用作物等モニタリング事業 検査機器設置個所一覧

地区	施設名	設置台数				検査員 人数	備考
		非破 壊式	破壊 式①	破壊 式②	破壊 式③		
平	神谷公民館	1	2	0	0	2	
	いわき明星大学	1	0	2	0	2	
小名浜	環境監視センター	1	2	0	0	2	
	渡辺公民館	0	0	0	1	—	清掃センター周辺 住民が直接使用
勿来	勿来支所	1	2	0	0	2	プレハブ
常磐	常磐公民館	1	2	0	0	2	プレハブ
内郷	内郷公民館	1	1	1	0	2	
四倉	大野公民館	1	2	0	0	1	
遠野	上遠野公民館	1	1	1	0	1	
小川	小川支所	1	2	0	0	1	
好間	好間公民館	1	1	1	0	2	
三和	三和ふれあい館	1	1	1	0	1	
田人	田人ふれあい館	1	2	0	0	1	
川前	川前公民館	1	2	0	0	2	
久之浜・大久	久之浜・大久支所	1	2	0	0	2	プレハブ
計		14	22	6	1	23	

※非破壊式：テクノエックス社製 レギューム・スーパー50

※破壊式①：日立アロカ社製 CAN-OSP-NAI 型

※破壊式②：千代田テクノル社製 Rad-IQ-FS200/300

※破壊式③：HIDEX 社製 トライアスラーベクレルダイナダー

【検査所の選定】

○清掃センター付近は、焼却による放射性物質の飛散の不安が特に強いことから、周辺住民のため、検査所を1か所設置する。(渡辺公民館)

○自家消費用作物等の検査に持ち込む人の年齢層は高めであることから、移動に係る負担・市の広域性を考慮し、合併前の旧市町村単位に検査所を1か所設置することとするが、件数の多い平地区についてのみ2か所設置する。

【検査機器の台数】

○各検査所ごとに、非破壊式放射能検査機器を1基、破壊式放射能検査機器を2基設置する。(破壊式は非破壊式と比較し、検査に時間を要するため、2基としている。※非破壊式15分/回、破壊式1時間/回程度)

(様式 1-3)

福島県 (いわき市) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	8	事業名	放射線内部被ばく検査事業	事業番号	(3)-22-7
交付団体	いわき市	事業実施主体 (直接/間接)	いわき市 (直接)		
総交付対象事業費	19,451 (千円)	全体事業費	99,875 (千円)		
帰還環境整備に関する目標					
原発事故により放出された放射性物質の半減期が約 30 年と長い歳月を要し、一部食品の出荷規制が継続中であること、また、原発事故の収束が不透明な状況にあることを踏まえ、市民の放射線に対する健康影響を長期的に見守る体制を継続して実施することで、本市復興の加速化を図ることを目標とする。					
事業概要					
市民の放射性物質による内部被ばくの実態を把握するとともに、自己の健康管理に役立てていただくため、市が独自に購入したホールボディカウンター 2 台を活用し、検査を実施する。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください ⇒いわき市復興事業計画 (第 4 次) 取組の柱 1 (No.32) に位置付けられている。					
当面の事業概要					
<平成 28 年度>					
検査対象 : 平成 23 年 3 月 12 日時点で本市に住民登録のあった方、または、現在、本市に住民登録のある方で、検査日時点において概ね 2 歳以上の方。					
検査場所 : いわき市総合保健福祉センター いわき好間コミュニティ健診プラザ (公益財団法人福島県労働保健センターへ業務委託)					
事業費 : 19,451 千円 (検査実施に必要な嘱託職員人件費及び外部検査機関への業務委託料等)					
<平成 29、31 年度>					
事業費 : 20,567 千円 (各年度)					
<平成 30、32 年度>					
事業費 : 19,645 千円 (各年度)					
地域の帰還環境整備との関係					
本事業により、自己の内部被ばくの実態が把握でき、またその結果を広く市民に公表することで、放射線への健康影響を不安に思う方々の健康不安の解消や放射線への理解促進が図られることから、原子力災害に被災した本市における地域の再生加速化に資するものである。					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県 (いわき市 (町村)) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	9	事業名	水道水の水質検査事業	事業番号	(3)-22-8
交付団体	いわき市		事業実施主体 (直接/間接)	いわき市 (直接)	
総交付対象事業費	19,849 (千円)		全体事業費	19,849 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
安心安全な水道水を確保する水質検査体制を図る。 市内 12 浄水場の水道水の放射線モニタリングの実施。 連続的な放射性物質のモニタリング検査を行い、安全性を確保し市民の不安解消を図る。 測定精度を高めて検査を実施し、結果について速やかにホームページに掲載し、報道機関にも情報を提供し、広く市民に周知する。					
事業概要					
安全な水道水の供給に努める。 水道法に基づき、水質検査計画を策定し、水質検査計画と検査結果を公表するなど、水道水の安全性を広報していく。 市内全 12 浄水場の水道水を週 3 回 (法田第一ポンプ場、旅人浄水場、上遠野浄水場は週 1 回) 水質管理センターでゲルマニウム半導体検出器 (2 台) を用い検査を行い、県へ検査結果を報告するとともに市広報及びホームページにおいて検査結果を公表し、市民の水道水に対する不安解消に努める ●事業内容 水道原水や水道浄水の水質検査に伴う採水や理化学検査 (水質基準項目等)、物理検査 (放射能) を行う業務。 今後も適正な検査制度を確保し、安定した運転を図るため、モニタリング検査機器の定期点検及び保守点検を実施する。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 28 年度> ・ 放射性物質検査 ・ 水質検査計画に従い、水質基準項目、水質管理目標設定項目の検査 ・ 定期水質検査 ・ ・ ・ 市内 4 基幹浄水場 (原水、配水、末端給水、混合給水 4~6 か所)、他の 8 浄水場 (原水、末端給水 2 カ所)、福島県水道水質管理計画 (ダム 2 か所) 水道水源保護 (河川 1 か所)、地域管理給水施設 (給水 1 か所、原水 1 か所)、 ・ 妥当性評価の実施 ・ ・ ・ 代表水系の原水及び給水を用いて、検査方法及び測定結果が適正なものであるかの確認・評価を行う					
<平成 29~32 年度> 県の動向を踏まえ、H32 までの継続実施を予定している。					
地域の帰還環境整備との関係					
上記の取り組みにより、継続して水道水の安全性を確保することで、最新の情報を提供し、市民のご理解をいただくこと等により、避難している市民が早期に帰還できる環境を整備する。					
関連する事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					



(様式 1-3)

福島県（いわき市）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	10	事業名	農業水利施設等保全再生事業（いわき地区）	事業番号	(5)-39-1
交付団体	いわき市		事業実施主体（直接/間接）	いわき市（直接）	
総交付対象事業費	49,146（千円）		全体事業費	49,146（千円）	

帰還環境整備に関する目標

本市は福島県の浜通り南端に存し、浜通り中部に立地する東京電力福島第一原子力発電所から約 25km の距離に位置する。農林水産業のほか、製造業や商業、観光産業など、あらゆる分野において風評被害が発生するなど、産業面においても極めて深刻な影響が生じている。

福島第 1 原子力発電所の事故以前は、ため池の堆積土砂を除去するなどの利水管理を行っていたが、事故後は、堆積土砂に含まれる放射性物質の影響によって、利水管理が困難な状態が続いている他、放射性汚染物質の流出による農地・下流域への汚染拡散が懸念される。

また、今回申請するため池は農林水産省が取りまとめた「ため池の放射性物質対策技術マニュアル」P20 により、特措法による除染対象外となっている。

農業水利施設として、ため池の機能保全を図るとともに堆積放射性汚染物質の農地・下流域への拡散を防止するために、放射性汚染物質の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。

本事業において対象とするため池は、環境省が実施する除染事業の対象外となっており、農業水利施設の機能の保全・回復を行い、地域住民の営農再開を図っていく必要がある。

事業概要

上記目標を達成するため、福島県が行なったモニタリング調査において、汚染濃度が高いため池について、ため池内の底質の汚染濃度分布を把握するための詳細調査を行う。これら調査結果を踏まえ、ため池毎に必要な対策を検討するとともに、検討結果に基づき、汚染濃度が高いため池について放射性物質対策（底質の固化、被覆、除去等）を実施していく。

当面の事業概要

○詳細調査の実施

平成 25 年度、平成 26 年度に県が市内農業用ため池 375 箇所において実施した放射性物質モニタリングにより、高濃度汚染（8,000Bq/kg-Dry 超）を確認したため池で池底の土砂上げ等による排砂作業に支障が生じる 15 箇所を対象に詳細調査を行う。

詳細調査結果を踏まえて、ため池毎に対策工の検討・設計を行うとともに、市民へのため池汚染の現状説明等のリスクコミュニケーションを実施した上で、対策工事を実施する。

【平成 28 年度】 詳細調査

【平成 29 年度】 対策工の検討・設計、リスクコミュニケーション

【平成 30 年度】 対策工事

※平成 29、30 年度の事業費は、平成 28 年度の調査結果により事業費が変動するため、現時点では未定。

地域の期間環境整備との関係

市内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な水源施設であるため池の機能保全が必要であり、このためには放射性物質を含む堆積土砂の除去等による利用や維持管理上の支障を低減させることが不可欠であることから、再生加速化の目標達成に向け、本事業の導入による対策実施が必要である。

関連する事業の概要

特になし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	